

令和6年度
枚方市立津田小学校PTA

予算総会



令和6年5月29日(水)

議 事 次 第

1. 会長挨拶

今年度本校のPTA会長を務めさせていただきます、中山 裕貴（ヒロキ）と申します。昨今PTA不要論が叫ばれる中、敢えてPTA会長に立候補させていただきました。正直、今まで学校関連の子育てには特に参加してこなかった自分にとって、右も左もわからないまま約2ヶ月を過ごしてきました。その中でPTA活動に参加することが敬遠される理由や問題点に対する気付きがたくさんあります。その点に関しましては、改善していく一年にしていきたいと思えます。

また、わずか2ヶ月という時間の中でも、PTAの存在意義・必要性をととても感じている自分がいるのも事実です。この津田という地は、本当に地域の皆さまのご協力のもと、子どもたちの安全と災害時の安心が守られていると感じます。PTAは子どもたちと地域の皆さまとの架け橋となる存在であり、必要不可欠であると感じると同時に、そのことを皆さまに伝えていかなければならない責任があると考えております。

今日に至るまで引き継がれてきた地域の方々の想いを伝えていくとともに、子どもたちにとって本当に安心して楽しく過ごせる環境づくりの一翼を担わせて頂きたいと思えます。

書面での予算総会にてのご案内となりますが、各議案へのご賛同を賜りたく思えます。何卒よろしくお願い致します。

津田小学校PTA
会長 中山 裕貴

2. 各役員紹介

| | |
|------|--------|
| 会 長 | 中山 裕貴 |
| 副会長 | 松原 美樹 |
| 副会長 | 中村 直 |
| 副会長 | 青島 有諭子 |
| 書 記 | 東 由美 |
| 会 計 | 岸 茜 |
| 会計監査 | 川端 怜子 |
| 会計監査 | 植村 和央 |

津田小PTA各チームとの情報共有しながら、津田小校区コミュニティー協議会、青少年部会、津田校区 枚方こどもいきいき広場 津田ふれあい地域教育協議会、市PTA協議会小学校部会、市PTA給食委員会、市PTA子育て応援委員会、等に参加します。

3. 第一号議案（令和6年度におけるPTA活動、規約改正について）

4. 第二号議案（行事案および予算案について）

5. 連絡事項

- ・津田小学校ホームページ内に、その他の連絡事項や活動報告なども掲載していきますので、是非ご覧ください。

(第一号議案)

令和6年度PTA活動について

1. 委員会活動について

本年度より、一年かけて、PTA活動について改革の一年にしていこうと考えています。津田小学校PTA、通称『つだっこPTA』を提案します。

今年度、委員会活動に立候補したのに、学年においての委員数などのしぼりで、抽選で外れてしまえばその年のPTAの委員はあきらめなくてはいけなくて、という声も耳にしたりしていました。

また、「必ず役員や委員を消化しなければいけない」、「委員になって、委員長や副委員長に当たったらどうしよう…」というような思いなども聞いてきました。

各年度、必要な委員会、チームを継続、模索していく流れをつくります。

今年度は、PTA活動において何が今必要なことなのか、見直しながら今後につながる活動を模索する流れとなります。

(今年度廃止、見直しする委員会活動)

- | | | |
|---------|----|---|
| 学級委員会 | …… | 今年度より学級活動に時間を取ることが出来ないため、廃止します。 前年度、学級活動に充てていた予算からは、子どもたちのためになる講演や観劇会などの費用の一部として、小学校との共催企画を予定しています。 |
| 文化委員会 | …… | 漢字検定開催、ベルマーク運動の担当を担っていましたが、今年度より廃止します。 漢検においては、教室を借りて、また日程がおさえられず、見送りとなりました。ベルマーク運動に関しては、市のPTA協議会へ収集したベルマークをまるごと送り、作業所へ依頼して下さるサポートにより、PTA会員の負担が減りましたので、本部役員の引き継ぎになります。 |
| 体育給食委員会 | … | 体育給食委員会という名称から、体育給食チームとして活動します。2学期の小学校給食の試食会と、3学期の中学校のランチボックス給食試食会を復活し、企画します。 |
| 広報委員会 | …… | 広報委員会という名称を廃止し、広報チームとして活動を引き継ぎます。広報誌『ふれあい津田』発行を予定しています。 年3回の発行を予定しています。 |

(今年度新たに編成したチーム)

津田レンジャーチーム 以前より、津田小学校からミルメール等で連絡をもらっていた、津田レンジャーをPTA委員活動の一つとして発足。できる時にできる、見守りサポートとして、校区探検や歩いての遠足など、道中の道路横断など、スポットに立ち、安全のためのお手伝いします。

花壇チーム …… 津田小正門入ったところの花壇作りのお手伝いをします。正門の安全ブースのお手伝いをしてくださっている地域のボランティア会のみなさんが、校務員さんとともに、きれいに管理してくださっていますが、今年度より、お花の好きなPTA会員の皆さんのお手伝いととも、一緒に素敵な花壇作りをしていきます。

2. まつりについて

毎年、夏には地域コミュニティー主催のふれあいサタデイサマーデイに参加協力し、秋の終わりごろには、PTA主催行事としての『ザ・まつり』を開催していましたが、今年度より新しい形として、地域一丸となって、おまつりを一本化し、小学校を中心とした、地域の誰もが来ることのできるおまつりを開催する予定です。

今年度のつだっこPTAメンバーと、地域のボランティアの皆さまの協力のもと、一緒に楽しいおまつりを作っていく予定です。10月26日(土)に予定しています。別途、詳細が決まり次第報告させていただきます。

3. その他

随時、小学校とともに児童や保護者の支援となることを検討し、可能な範囲で実施いたします。

4. 規約改正

委員会活動の見直しにより、第六章、第七章、第八章を変更、改正致します。

[変更前]

第六章 運営委員会

第16条 (定義・意義)

運営委員会は、総会に次ぐ議決機関です。

1. 運営委員会の構成員（以降、運営委員と呼ぶ）は次の通りとします。
 - (イ) 本部役員
 - (ロ) 各委員会正副委員長
 - (ハ) 校長
 - (ニ) 教頭
 - (ホ) 教職員若干名（書記補、会計補の教職員を含む）
2. 定例運営委員会は、原則月1回行ないます。
3. 臨時運営委員会は、役員が必要と認める時、又は運営委員の3分の1以上の要請がある時
会長が招集します。
4. 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席委員の3分の2以上の賛成によります。
5. 決議した事項は総会に対して責任を負います。
6. 運営委員会は次の事項を決議します。
 - (イ) 各委員会によって立案された事業計画
 - (ロ) 総会に提出する報告、並びに議事、日程
 - (ハ) 予算費目の流用
 - (ニ) 会費の減免
 - (ホ) 寄付金の授受
 - (ヘ) 当面の活動方針の決定
 - (ト) 諸規定、細則の制定、改廃
 - (チ) その他、総会の議決によって委任された事項
7. 天災その他特別の事情により運営委員会が開催できない場合、会長は校長と協議のうえで最小限の運営委員により開催します。

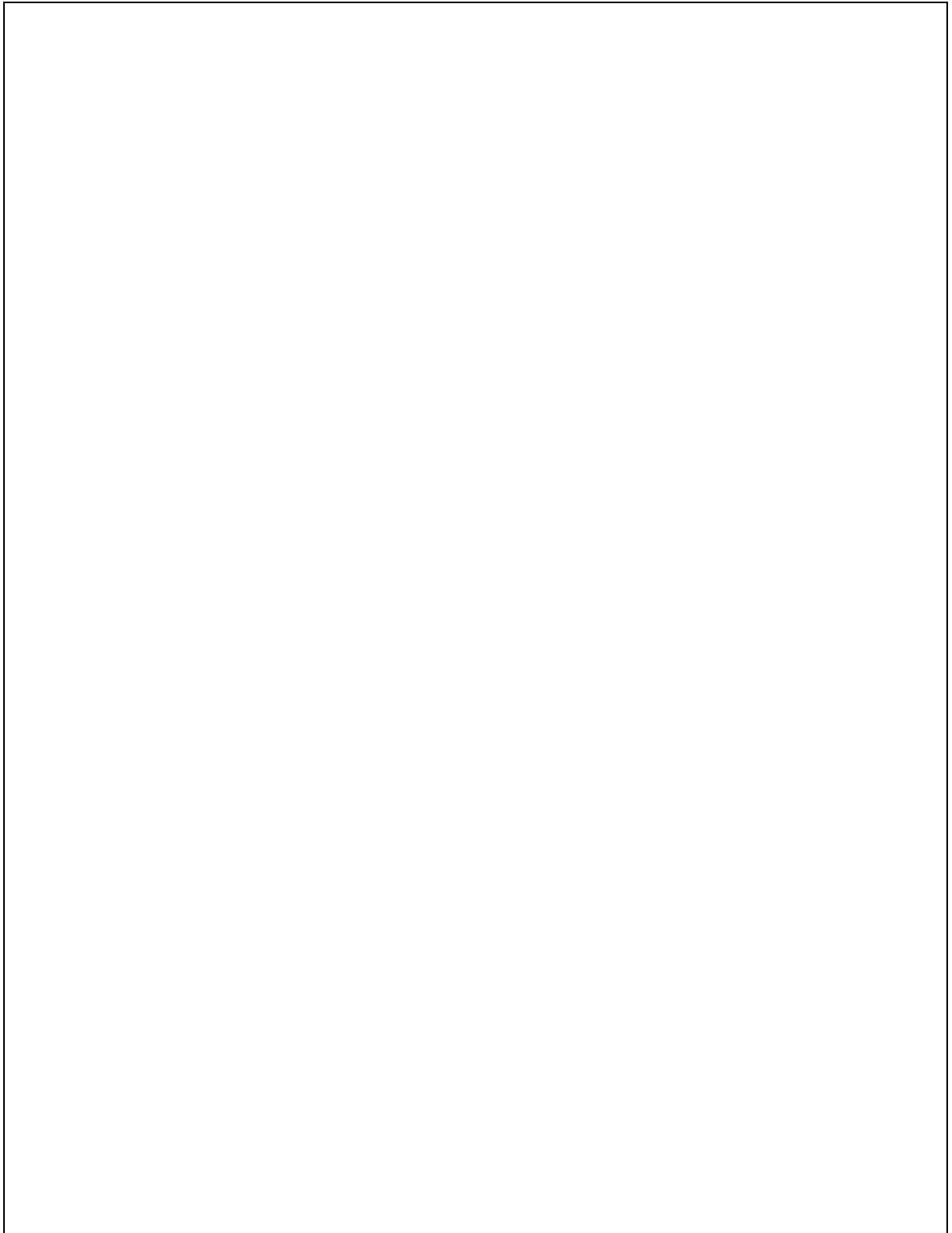
[変更後]

第六章 運営委員会

第16条 (定義・意義)

運営委員会は、総会に次ぐ議決機関です。

1. 運営委員会の構成員は次の通りとします。
 - (イ) 本部役員
 - (ロ) 各チームリーダー
 - (ハ) 校長
 - (ニ) 教頭
 - (ホ) 教職員若干名（書記補、会計補の教職員を含む）
2. 定例運営委員会は、適時必要と判断した際に開催する。
3. 臨時運営委員会は、役員が必要と認める時、又は運営委員の3分の1以上の要請がある時会長が招集します。
4. 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席委員の3分の2以上の賛成によります。
5. 決議した事項は総会に対して責任を負います。
6. 運営委員会は次の事項を決議します。
 - (イ) 各チームによって立案された事業計画
 - (ロ) 総会に提出する報告、並びに議事、日程
 - (ハ) 予算費目の流用
 - (ニ) 会費の減免
 - (ホ) 寄付金の授受
 - (ヘ) 当面の活動方針の決定
 - (ト) 諸規定、細則の制定、改廃
 - (チ) その他、総会の議決によって委任された事項
7. 天災その他特別の事情により運営チームが開催できない場合、会長は校長と協議のうえで最小限の運営委員により開催します。



[変更前]

第七章 委員会

第17条 (定義)

委員会は、常任委員会と特別委員会とします。

第18条 (常任委員会)

常任委員会は、次の委員会を置きます。

1. 学級委員会
2. 広報委員会
3. 文化委員会
4. 体育給食委員会
5. 児童育成委員会

第19条 (特別委員会)

特別委員会は、運営委員会の承認を得て、置くことができます。

第20条 (正副委員長)

各正副委員長は、各委員会から選出され、会長がそれぞれ任命します。

また、正副委員長経験者は以後、各正副委員長のみを免除します。

[変更後]

第七章 チーム運営

第17条 (チーム)

常任委員会は、次のチームを置きます。

1. 花壇
2. 広報
3. 津田レンジャー
4. 体育給食
5. 児童育成

第18条 (リーダー)

各チームリーダーは、各チームから選出されます。

第19条 削除

第20条 削除

[変更前]

第八章 委員会の任務

第21条 (各委員会任務)

各委員会は、本会及び学校の行事に積極的に参加、協力します。

各委員会の任務は、次の通りです。

1. 学級委員会は、児童の属する学級の担任や会員同士の連携を強め、環境の整備を援助し学級児童の健全育成活動に務めます。
2. 広報委員会は、本会の活動状況や児童の健やかな成長等を取材し、会員及び関係機関へ周知する広報誌を発行し、会員同士の情報交換等に務めます。
3. 文化委員会は、本会の活動と教育に関わる各種検定や支援活動に務めます。
4. 体育給食委員会は、会員の体力増進や会員同士の親睦を深めると共に、会員の保健衛生に関する知識と学校給食や食育への関心を高める為に務めます。
5. 児童育成委員会は、各地区において、児童の健全な育成、会員同士の親睦、本会と地区との情報交換等に務めます。
6. 特別委員会は、特定の目的（例えば、学校創立周年行事など）を遂行する為に務めます。

[変更後]

第八章 チームの任務

第19条 (各チーム任務)

各チームは、本会及び学校の行事に積極的に参加、協力します。

各チームの任務は、次の通りです。

1. 花壇チームは、本校正門周辺環境整備を援助し、彩り豊かな正面玄関となるよう務めます。
2. 広報チームは、本会の活動状況や児童の健やかな成長等を、会員及び関係機関へ周知する広報誌を発行し、会員同士の情報交換等に務めます。
3. 津田レンジャーチームは、課外授業等における子どもたちの見守り支援活動に務めます。
4. 体育給食チームは、会員の体力増進や会員同士の親睦を深めると共に、会員の保健衛生に関する知識と学校給食や食育への関心を高める為に務めます。
5. 児童育成チームは、各地区において、児童の健全な育成、会員同士の親睦、本会と地区との情報交換等に務めます。
6. 特別チームは、特定の目的（例えば、学校創立周年行事など）を遂行する為に務めます。